

北ノ沢産業廃棄物最終処分場第2期増設整備事業 環境影響評価方法書に対する山形県知事意見

本事業は、東北クリーン開発株式会社が設置している安定型最終処分場について、令和12年以降埋立容量が不足することから、既施設の隣接地に増設することにより、安定的な埋立容量を確保し、県内の生活環境保全に資するとしている。

一方、事業実施想定区域は森林地域となっており、森林約8haの開発を計画していることから、工事の実施及び施設の供用により、自然環境に影響を及ぼすことが懸念される。

以上を踏まえ、事業計画の策定に当たっては、下記の事項に留意したうえで、環境への影響を回避・低減すること。

1 全般的な事項

(1) 総論

- ア 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- イ 環境影響評価手続きを進めるに当たっては、地域住民に対し、積極的な情報提供、丁寧な説明及び意見の聴取等を行うなど、事業内容への理解を得るよう努めること。
- ウ 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてこれらの項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- エ 環境影響評価の実施に当たっては、事業による環境への影響について、可能な限り定量的な把握に努め、調査、予測及び評価を行うこと。
- オ 準備書手続き以降のアセス図書の作成に当たっては、事業計画や調査、予測及び評価の根拠となる環境基準など可能な限り具体的かつ分かり易い表現で記述すること。

(2) 事業計画

- ア 既存の最終処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理し、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- イ 地震や大雨などに備えて十分な対策を講じることにより、土砂災害や環境汚染事故の未然防止を図ること。

2 個別事項

(1) 水環境

ア 近年頻発する局地的大雨や線状降水帯の停滞による集中豪雨の発生を踏まえ、沈砂池及び排水設備などについて、十分な処理能力を確保すること。

また、排水の放流先となる河川の想定水位を把握し、氾濫や洗掘による土砂流出などによる災害の防止を図ること。

イ 地下水の水位・流れや水質に関する詳細な調査を行うとともに、豪雨及び濁水時を想定した水質影響調査・予測を行うこと。

(2) 騒音・振動

事業実施区域および周辺地域において、工事や運搬車両の通行に伴う騒音・振動の影響把握に努め、施工時間等について地域住民への十分な配慮を行うこと。

(3) 生態系調査・保全

事業に伴う林地開発により、生態系への影響が懸念されるため、動植物の生息状況について丁寧な調査を行い、適切な保全対策を講じること。